

さいたま市規則第48号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特定化学物質等の要件)</p> <p>第53条 条例第71条第2号の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの特定化学物質の質量（その特定化学物質が次の各号に掲げるものであるときは、当該特定化学物質が含有する当該各号に定める物質の質量とする。以下この条及び第56条において同じ。）のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この条及び第55条において「令」という。）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質のいずれかに該当する特定化学物質の質量の割合が0.1パーセント以上であり、又は当該特定第一種指定化学物質に該当する特定化学物質を除くいずれかの特定化学物質の質量の割合が1パーセント以上である製品（環境への影響が軽微な製品等を除く。）であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 令別表第1 <u>第48号</u>に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン (3) 令別表第1 <u>第62号</u>に掲げる第一種指定化学物質 インジウム (4) 令別表第1 <u>第99号</u>に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム (5) 令別表第1 <u>第105号</u>に掲げる第一種指定化学物質 銀 (6) 令別表第1 <u>第111号</u>に掲げる第一種指定化学物質 クロム (7) 令別表第1 <u>第112号</u>に掲げる第一種指定化学物質 クロム (8) 令別表第1 <u>第156号</u>に掲げる第一種指定化学物質 コバルト 	<p style="text-align: center;">(特定化学物質等の要件)</p> <p>第53条 条例第71条第2号の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの特定化学物質の質量（その特定化学物質が次の各号に掲げるものであるときは、当該特定化学物質が含有する当該各号に定める物質の質量とする。以下この条及び第56条において同じ。）のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この条及び第55条において「令」という。）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質のいずれかに該当する特定化学物質の質量の割合が0.1パーセント以上であり、又は当該特定第一種指定化学物質に該当する特定化学物質を除くいずれかの特定化学物質の質量の割合が1パーセント以上である製品（環境への影響が軽微な製品等を除く。）であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 令別表第1 <u>第31号</u>に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン (3) 令別表第1 <u>第44号</u>に掲げる第一種指定化学物質 インジウム (4) 令別表第1 <u>第75号</u>に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム (5) 令別表第1 <u>第82号</u>に掲げる第一種指定化学物質 銀 (6) 令別表第1 <u>第87号</u>に掲げる第一種指定化学物質 クロム (7) 令別表第1 <u>第88号</u>に掲げる第一種指定化学物質 クロム (8) 令別表第1 <u>第132号</u>に掲げる第一種指定化学物質 コバルト

- (9) 令別表第1第164号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (10) 令別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (11) 令別表第1第274号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (12) 令別表第1第276号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- (13) 令別表第1第277号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (14) 令別表第1第279号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- (15) 令別表第1第311号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- (16) 令別表第1第314号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (17) 令別表第1第353号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (18) 令別表第1第355号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (19) 令別表第1第363号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (20) 令別表第1第378号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (21) 令別表第1第414号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (22) 令別表第1第444号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- (23) 令別表第1第458号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (24) 令別表第1第465号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (25) 令別表第1第505号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- (26) 別表第17第1項に掲げる化学物質 アンモニア

(27) 別表第17第13項に掲げる化学物質 硫酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)

2 [略]

別表第17 (第52条-第54条関係)

項	特定化学物質
1	[略]

- (9) 令別表第1第144号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (10) 令別表第1第237号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (11) 令別表第1第239号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (12) 令別表第1第242号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (13) 令別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (14) 令別表第1第305号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (15) 令別表第1第309号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (16) 令別表第1第321号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (17) 令別表第1第332号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (18) 令別表第1第374号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (19) 令別表第1第394号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- (20) 令別表第1第405号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (21) 令別表第1第412号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (22) 令別表第1第453号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- (23) 別表第17第2項に掲げる化学物質 アンモニア
- (24) 別表第17第5項に掲げる化学物質 塩化水素
- (25) 別表第17第21項に掲げる化学物質 硝酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)
- (26) 別表第17第41項に掲げる化学物質 硫酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)

(27) 別表第17第41項に掲げる化学物質 硫酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)

2 [略]

別表第17 (第52条-第54条関係)

項	特定化学物質
1	アルミニウム (粉状のものに限る。)
2	[略]
3	イソオクタン
4	イソホロン

<u>2</u>	[略]
<u>3</u>	[略]
<u>4</u>	[略]
<u>5</u>	[略]
<u>6</u>	[略]
<u>7</u>	[略]
<u>8</u>	[略]
<u>9</u>	[略]
<u>10</u>	[略]
<u>11</u>	[略]
<u>12</u>	[略]
<u>13</u>	[略]
<u>14</u>	[略]

<u>5</u>	塩化水素（塩酸を含む。）
<u>6</u>	[略]
<u>7</u>	キャプタン
<u>8</u>	[略]
<u>9</u>	クロロブレン
<u>10</u>	コールタール
<u>11</u>	コールタールピッチ
<u>12</u>	[略]
<u>13</u>	[略]
<u>14</u>	ジエタノールアミン
<u>15</u>	ジエチルサルフェート
<u>16</u>	シクロヘキサノン
<u>17</u>	[略]
<u>18</u>	[略]
<u>19</u>	[略]
<u>20</u>	臭素化ビフェニル（臭素数が2から5までのもの及びその混合物を除く。）
<u>21</u>	硝酸
<u>22</u>	タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）
<u>23</u>	炭化珪素（繊維状のものに限る。）
<u>24</u>	テトラヒドロフラン
<u>25</u>	[略]
<u>26</u>	トリメチルアミン
<u>27</u>	[略]
<u>28</u>	パラニトロトルエン
<u>29</u>	フタル酸ジメチル
<u>30</u>	オルトフタロジニトリル
<u>31</u>	ふっ化珪素
<u>32</u>	ふっ素
<u>33</u>	2-ブトキシエタノール
<u>34</u>	マグネシウム
<u>35</u>	[略]
<u>36</u>	メチルイソブチルケトン
<u>37</u>	メチルエチルケトン（別名 MEK）
<u>38</u>	メチルターシャリーブチルエーテル
<u>39</u>	ヨウ化メチル
<u>40</u>	[略]
<u>41</u>	[略]
<u>42</u>	硫酸ジメチル
<u>43</u>	[略]
<u>44</u>	ロックウール

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第53条第1項及び別表第17の規定は、令和6年度以後におけるさいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）第74条第2項の規定による取扱量等の報告について適用し、令和5年度における同項の規定による取扱量等の報告については、なお従前の例による。